

## 定期監査結果の概要（11月及び12月実施）

### 1 監査対象部局

教育部

### 2 監査実施期間

令和元年11月1日から12月26日まで

### 3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

### 4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

### 5 監査の結果

- (1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。
- (2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。
- (3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。
- (4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。
- (5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

### 6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。
- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、

一連の関係書類の内容を確認した。

(5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

## 7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めたが、今後検討を要すると思われる事項について、次のとおり意見を付すものとする。

学校（園）現場における外部記憶媒体に係る管理状況について確認したところ、多くの学校（園）では、行政情報に関する市の統一的な基準である「外部記憶媒体等に係る管理運用基準」により管理されていた。この「外部記憶媒体等に係る管理運用基準」では、実際の学校（園）現場で想定されるリスクに応じた個人情報の管理方法が明確になっていないため、学校（園）で起こりうる個人情報の漏洩等のリスクを個別に評価した上で、そのレベルに応じた学校（園）現場における外部記憶媒体等の適切な管理方法を定めた統一的な基準を整備するよう要望する。

文部科学省は平成28年3月、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要がある旨通知した。その結果、同通知後、各学校においていじめの認知件数が激増した。しかし、一部の学校においては、いじめの認知件数が従前とほぼ変わっておらず、いじめの認知件数について学校間で大きな差が生じている。したがって、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分に確認及び検討することを要望する。

昨年実施した教育部の定期監査において、保護者からの徴収金等の私費会計の取扱いについて適正な処理方法を定めた基準の整備を検討するよう要望したが、今回の定期監査においてその進捗状況について確認したところ、完成に至っていないと回答があった。早急に基準を整備するよう要望する。